

【消費生活の窓口から】

「老人ホーム入居権」を譲ってほしいという詐欺電話にご注意を！

～高齢者を狙った劇場型勧誘が再増加中！！～

「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利（以下「老人ホーム入居権」）を譲ってほしい」という詐欺の電話に関する相談が急増しています。複数の人物が登場するいわゆる「劇場型勧誘」で、「老人ホーム入居権」を譲ってほしいと持ち掛け、承諾すると「あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある」「権利を譲るために取引実績が必要でお金を振り込む必要がある」などと言葉巧みにお金を支払わせる手口です。2014 年度～2015 年度にかけて急増しましたが、再び増加し始めたので十分に注意が必要です。

＜例えばこんなことを言うてくる！＞

- ☒ あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利が不要ならほかの人に譲って。
- ☒ 権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。
- ☒ あなたの名義で申し込みをするので一度あなたがお金を支払う必要がある。
- ☒ 名義貸しは罪に問われる。
- ☒ 警察に相談すると大変なことになる。

【アドバイス】

◆「あなたは入居権を持っている」「権利を貸して」「名義を貸して」などと持ち掛けてくるのは詐欺です！不安であれば留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。

◆やりとりしてしまっても、絶対にお金は払わないでください。すぐに警察（相談専用電話 # 9 1 1 0）、家族・友人、消費生活相談窓口や消費者ホットライン^{いやや}1 8 8（局番なし）に相談しましょう

◆「周囲の方へ」高齢者の消費者トラブルを防ぐには周囲の見守りが必要です。高齢者に異変がないか見守り、異変に気づいたら警察（相談専用電話 # 9 1 1 0）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン^{いやや}1 8 8（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[高齢者を狙った劇場型勧誘再び！？『老人ホーム入居権』を譲ってほしいという詐欺電話に注意！（PDF）](#)」「[気をつけて！『入居権』を譲ってほしいという電話は詐欺です！（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3